

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 4 5 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

更新時講習実施要領の一部改正について（例規）

更新時講習については、「更新時講習実施要領の一部改正について（例規）」（令和 2 年 4 月 23 日付け秋本運第369号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第32号）等の施行に伴い、更新時講習の講習実施方法等について所要の改正を行い、別添「更新時講習実施要領」のとおり令和 7 年 3 月 24 日から実施することとしたので、事務に誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は 3 月 23 日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター講習係（☎ 7 3 5 - 2 4 2）

別添

更新時講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）第18条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に掲げる講習（以下「更新時講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的留意事項

1 講習実施方法

講習は、以下のいずれかの方法により受講できるようにするものとする。

(1) 対面講習

講習指導員が、交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）、各警察署（秋田臨港警察署、秋田中央警察署及び秋田東警察署を除く。）、北秋田警察署森吉幹部交番、能代警察署二ツ井交番、由利本荘警察署矢島幹部交番、由利本荘警察署にかほ幹部交番、大仙警察署美郷交番及び横手警察署増田幹部交番の施設その他講習の施設として秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した施設において、定時集合方式により受講者の対面で実施するものとする。

(2) オンライン講習（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第43条第1項の表）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習とする。

2 講習用教材等

府令第38条第11項第1号の表の第三欄に規定する「教本、視聴覚教材等必要な教材」として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする更新時講習にふさわしい教本、県内の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備するものとする。

なお、対面講習による一般運転者講習（府令第38条第11項第1号の表の二の項に規定する講習をいう。以下同じ。）、違反運転者講習（同表の三の項に規定する講習をいう。以下同じ。）及び初回更新者講習（同表の四の項に規定する講習をいう。以下同じ。）においては、同表の第三欄にそれぞれ規定する「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査」に用いる検査用紙も必要数整備するものとする。

3 教本及び地方版資料

(1) 教本

更新時講習において使用する教本は、別紙の内容について、正確にまとめられたものを使用するものとし、教本の冊数については、原則として1冊とする。また、規格については、講習終了後も持ち帰って、自宅又は自動車等に保管し、いつでも

確認できるよう、分かりやすく、使い勝手の良いものとする。

(2) 地方版資料

ア 内容

地方版資料は、次の内容を盛り込んだものを作成し、教本と併せた効果的な講習を実施するものとする。

- ・地域における道路交通の現状と交通事故の実態
- ・車が故障した場合の措置
- ・故障の場合の連絡先等
- ・交通事故相談所一覧表
- ・各種運転免許関係手続案内

(更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類などを教示するもの)

- ・その他秋田県の実情に応じた内容

イ 作成上の留意事項

資料を作成する際には、受講者に交通事故を身近なものとして捉えさせ、安全運転意識を高揚させるような内容とするよう配慮する。その際、特に以下の点に留意するものとする。

- ・警察署ごとの事故多発地点・区間を示し、当該地点・区間において多くみられる事故の形態とそれを防ぐための安全運転のポイントを解説するなど地域の実情に応じた情報を提供するものとする。
- ・道路交通の現状と交通事故の実態については、全国の交通事故の発生状況を併せて掲載するなど秋田県の実況を客観的に把握できるよう工夫するものとする。

(3) 視聴覚器材

受講場所、学級編成及び受講対象者等を考慮し、プロジェクタ等の投影器材、テレビ、DVDプレーヤー等適切な視聴覚器材を備え付けるものとする。

(4) その他

オンライン講習の受講者については、更新手続に来所した際に教本及び地方版資料を配付するものとする。また、オンライン講習で言及した教本等に関する内容をチラシにして添付するなど、講習効果が高まるように配慮するものとする。

第3 対面講習実施上の留意事項

1 講習指導員

講習指導員は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てるものとする。また、講習指導員の研修会を随時開催して、知識、教育能力等の向上に努めるものとする。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図るものとする。

2 講習の委託

講習を委託する場合は、府令第38条の3に定める基準に適合する者を選定するものとする。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

(1) 委託契約の内容

委託契約する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて講習が行われるようにするものとする。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行うものとする。

ア 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って行うこと。

イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従って行うこと。

ウ 講習指導員は、講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

エ 講習指導員が、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託契約を解除することができること。

カ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習委託費

講習委託費は、手数料収入に見合った効果的な講習を行うに足る額を支出できるよう予算措置を講ずるものとする。

3 講習の実施区分及び受講対象者（高齢者講習受講対象者を除く。）

(1) 優良運転者講習（府令第38条第11項第1号の表の一の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為（法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で政令別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。）又は政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしなかったもの

ア 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前5年間

イ 法第101条の2第4項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

同条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間）

ウ 特別失効者（法第95条の6第1項の表の備考一のイ(4)）に該当する者として当該効果を失った免許の次の免許を受けようとする者

当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受

けた日の前日までの間

エ 特別取消処分者（法第95条の6第1項の表の備考一のイ(4)）に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けようとする者

当該次の免許に係る適性試験を受けた日前5年間（当該日に取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間）

(2) 一般運転者講習

ア 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがない者（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）

イ 特別特定失効者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項）で、一般運転者講習の受講を申し出るもの

ウ 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

(3) 違反運転者講習

(1)アからエまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（法第97条の2第1項第3号。特別失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為をしたことがない場合を除く。）

(4) 初回更新者講習

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（(2)ウの者を除く。）で、(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（特別失効者及び特別特定失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

4 合同講習

(1) 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

ア 原則として合同講習は、一般運転者講習の講習時間の前半部分（30分間）で行うものとする。

イ 講習室は、優良運転者講習を受講する者（以下「優良運転者」という。）と一般運転者講習を受講する者（以下「一般運転者」という。）との座席を区分けして講習を行うなど合同講習の終了後に優良運転者が円滑に講習室から退室できるよう配慮するものとする。

ウ 受講者数及び講習室の構造等から、優良運転者が受講終了後に講習室から退室するのに長時間を要する場合は、この時間を休憩時間として扱うなど一般運転者の講習時間が確実に60分を確保されるよう実施するものとする。

(2) 違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習

違反者講習と初回更新者講習の合同講習は、違反運転者に対する講習科目に基づき行うこととするが、運転経験の浅い運転者による交通違反や交通事故の特徴等の説明を適宜講習内容に取り入れるなど初回更新者の参加意欲の向上に配慮するものとする。

5 学級編成

(1) 学級編成の基本

1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。

なお、各区分の講習は、原則として個別に学級の編成を行い実施するものとするが、講習指導員の体制及び講習を行う施設等の実情を考慮し、当分の間、優良運転者講習と一般運転者講習、違反運転者講習と初回更新者講習は、それぞれ合同学級を編成して行えるものとする。

(2) 講習指導員の配置

各区分の講習については1 学級につき指導員1 人を配置し、また、編成人数に応じて補助者を配置（優良運転者講習を別個に学級編成をして行う場合を除く。）するものとする。

6 特別学級編成

(1) 編成率の向上

各講習については、高齢者、若者、二輪車等受講者の態様に応じた特別学級の編成に努めることとしているが、特に違反運転者講習についての特別学級の編成を一層推進し、特別学級の編成率を高めるものとする。

(2) 編成の重点

特別学級の編成は、高齢者学級を重点に進めることとする。

(3) 高齢者学級の対象者

受講対象者の年齢は、65歳以上70歳未満とする。

(4) 初回更新者講習における二輪車学級の実施方法

初回更新者講習において二輪車学級を実施する場合は、自動二輪車の二人乗りに関する内容を取り入れて実施することとする。

(5) 講習効果の向上

特別学級においては、教本や視聴覚教材等を効果的に活用するほか、受講対象者の交通事故実態や運転特性等について重点的に取り上げるなどして、講習効果を高めるよう創意工夫することとする。

7 講習実施方法

定時集合方式で実施するものとする。

なお、講習を実施する際は、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、高齢者学級等の特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意するものとする。

8 講習指導案

対面講習は、別表「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」、その3「優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習」、その4「違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）」及びその5「初回更新者講習」に準拠し、交通実態に即して重点を選定するなど講習効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施するものとする。

9 受講期間等

(1) 受講期間等

ア 受講期間

(ア) 更新申請者

更新申請書の提出日（経由申請者にあつては、経由地公安委員会に更新申請書を提出した日）から更新された免許証の交付又は更新された免許情報記録の書換えを受けた日までの間とする。

(イ) 特定失効者及び特定取消処分者

免許申請書の提出日前1年以内の間に受けたものであること。

なお、免許申請書を提出した日に更新時講習を受けることは差し支えないものとする。

イ 受講日

受講日を指定する場合は、更新申請書の提出日又は更新された免許証の交付若しくは更新された免許情報記録の書換えを受けた日のいずれかを受講日とするが、受講者の利便を考慮し、指定日以外でもできるだけ受講期間内の随時の日に受講できるようにするものとする。

(2) 受講場所

住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）が定めた場所とする。

なお、法第101条の2の2の規定により、更新申請書の提出を住所地公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行う者（以下「経由申請者」という。）で、経由地公安委員会の行う講習を受講しようとするものについては、経由地公安委員会が定めた場所とする。

(3) 受講申請及び終了証明

ア 受講申請

受講者が提出する受講申請書は、運転免許証等更新申請書を用いるものとする。

イ 講習の終了証明

講習の終了証明は、受講者に対する免許証の交付、特定免許情報記録の記録又は免許情報記録の書換えをもって代えるものとする。

なお、特定失効者又は特定取消処分者であって免許証を当日に交付できない場合には、終了証明書を発行するものとする。

10 運転適性、技能についての診断と指導の留意事項

運転適性、技能についての診断と指導は、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習において実施することとなるが、その留意事項は次のとおりとする。

(1) 検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導（検査用紙使用）は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式、30問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えるものとする。

なお、高齢者学級においては、これに代えて、加齢に伴い低下する記憶力・判断力を測定するために有効である簡易な検査及びその結果に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより記憶力・判断力を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることができるものとする。

(2) 器材使用による診断と指導

ア 運転適性診断と指導（検査機器使用）、安全運転態度の診断と指導又は運転技能の診断と指導において使用する器材は次のとおりとし、これを単独で又は組み合わせるなどして参加・体験・実践型の講習となるよう工夫するものとする。

- ・視覚刺激反応検査器材
- ・動体視力検査器
- ・夜間視力検査器
- ・診断用模擬運転装置
- ・運転シミュレーター
- ・自動車等

イ 器材使用による診断と指導に当たっては、受講者の人数と講習時間に応じた適切な器材を選択して実施し、その診断結果に基づいて個別的に安全運転の指導を行うものとする。

第4 オンライン講習実施上の留意事項

1 実施上の基準

オンライン講習を実施する場合には、国家公安委員会規則で定める、受講者の本人確認、受講状況の確認及び道路交通に関する知識習得状況の確認に係る基準に従って行うものとする。

なお、当該基準は、以下に掲げる基準に応じ、それぞれの基準に定める機能を警察庁が整備するオンライン講習を実施するためのシステム（以下「オンライン講習システム」という。）に設けることで満たされるものとなっており、オンライン講習システムを用いるオンライン講習にあつては、これら基準に従って行われることとなる。

- (1) マイナポータル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。）の利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であるか

どうかを確認できるものであること

マイナンバーカードの公的個人認証を利用するマイナポータルを用いた本人確認機能及び受講者の顔画像を用いた顔照合機能

- (2) 受講者の受講の状況を確認できるものであること

受講中の受講者の顔貌撮影による顔検知機能及び生体判定機能

- (3) 受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること

受講中に実施される講習内容に関する確認テスト機能（優良運転者講習にあっては3問、一般運転者講習にあっては4問）

- 2 講習の実施区分及び受講対象者（高齢者講習受講対象者を除く。）

免許情報記録個人番号カードを有し、次に該当するものとする。

- (1) 優良運転者講習

法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であって、更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしなかったもの

- (2) 一般運転者講習

ア 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする者であって、更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であり、かつ、特定誕生日の40日前の日前5年間において、軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

イ 第3の3(2)ウのもの

- 3 受講期間

法第101条第1項に規定する更新期間とする。

- 4 講習動画の内容

オンライン講習の内容は、別表「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」に準拠し、地域における道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識及び運転適性についての診断と指導（優良運転者講習を除く。）とする。

なお、地域における道路交通の現状と交通事故の実態を内容とする講習動画及び確認テストを整備するものとする。

- 5 視聴する講習動画

- (1) 住所地公安委員会で免許証等の更新を受ける場合

住所地公安委員会の講習動画を視聴するものとする。

- (2) 経由地公安委員会で免許証等の更新を受ける場合

住所地公安委員会又は経由地公安委員会の講習動画を視聴するものとする。

- 6 受講者の確認等

1に記載のとおり、受講者が本人であるかどうか等の確認については、オンライン講習システムに設けられる機能により行われることとなるが、オンライン講習システムにより受講者が本人であるかどうか等が確認できなかった場合には、当該確認は受講者が更新手続等に来所した際に警察職員が行うものとする。

- 7 その他

特定失効者又は特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日前1年以内に2に掲げる受講対象者に該当して、オンライン講習を受講していた場合について、受講したオンライン講習の講習区分と、法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習の講習区分が変わらない場合に限り、当該オンライン講習の受講をもって法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習を受講したものとする。

第5 その他

- 1 交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明するものとする。
- 2 初回更新者講習の機会を捉えて、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対し、自動二輪車の二人乗りを安全に行うために必要な事項等を記載したパンフレット等の配布を行うとともに、運転免許取得者教育等の自動二輪車の二人乗りに関する教育の機会について説明するものとする。

別表 更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
その1 優良運転者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 秋田県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講 習 時 間 合 計				30分

その2 一般運転者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 秋田県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

その3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 秋田県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識①	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		○ 前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運転の知識②	(1) 危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

その4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 秋田県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講 習 時 間 合 計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その5 初回更新者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 秋田県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講 習 時 間 合 計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（A S V）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（E T C）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない